

特定事業の許可申請・届出を行う前の留意事項

特定事業とは、宅地造成、農地かさ上げ（客土行為を含む。）など土地利用の形態等を問わず、300㎡以上の区域を土砂等で埋立て等を行う事業（第2条）をいい、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「土砂条例」という。）に基づく許可（第9条第1項、第10条第1項～第3項）又は届出（第9条第2項、第10条第4項～第6項）が必要です。

なお、許可・届出の必要がない事業であっても、何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはなりません（第8条）。

I 許可対象事業と届出対象事業

特定事業のうち、土砂条例施行規則別表第4に掲げる法律・条例の許可が必要となる事業は、土砂条例の事前協議・許可申請を免除し、届出の対象となります（第9条第2項）。

なお、次の特定事業は許可・届出の対象外です（第9条第1項、規則第3条の3）。

- (1) 公共事業
- (2) 土砂採取場から採取した土砂を販売するために一時的に行うたい積
- (3) 運動場、駐車場、ゴルフ場等の日常管理行為（入れ換えを含む）
- (4) 災害復旧のために必要な応急措置として行う行為
- (5) 他法令に基づく処分による義務の履行
- (6) 廃棄物の最終処分場の覆土行為
- (7) 土質改良プラント等の敷地内において行う、化学的に性質を改良した土砂のみのたい積
- (8) 軽微な農地改良事業
- (9) 規則別表第4の許認可等を得た事業で、植栽のために樹木と一緒に搬入する土砂及びその基盤の整備のための埋立て

II 特定事業の実施にあたって

土砂条例以外の法令の適用を受ける事業は、各法令の規定を守ることが必要です。また、許認可等が必要な事業については、併せて許認可等を取得することが必要です。

なお、土砂条例の許可を要する特定事業については、許可申請を行う前に事前協議を行い、以下について協議・確認することとなります。ただし、農地の一時転用許可に伴う事前協議、墓地等の経営の許可に伴う事前協議又はその他法令に基づき事前協議に相当する審査等が行われた場合には、土砂条例の事前協議を免除します。

- 1 特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、教

育委員会文化財課に確認すること（埋蔵文化財がある場合は、その調査後に申請・届出となる。）。

- 2 特定事業を実施する区域（土地）内に、青道や赤道がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、土砂を埋め立てるために必要な措置等を各区の土木事務所又は下水道維持課に確認すること。
- 3 特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）許可について、農業委員会に確認すること。
- 4 特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、市農政センター、千葉県北部林業事務所印旛支所に確認すること。
- 5 現場事務所建設については、規模、条件等を建築指導課に確認すること。
- 6 宅地造成等規制法の規制区域内では、造成後の土地が宅地（農地、山林、公共用地（道路、河川等）以外の全て）になる場合は、宅地造成等規制法の許可が必要となるので、宅地課に確認すること。
- 7 バックホウ等の建設機械を使用する作業については、騒音規制法、振動規制法の届出について、環境規制課に確認すること。
- 8 1,000㎡以上の一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当することから、大気汚染防止法の届出について、環境規制課に確認すること。

III 事業について

1 事業区域、対象事業

- (1) 特定事業区域とは、埋立て等を行う区域をいい、区域外の搬入路、現場事務所、一時たい積特定事業場の保安地帯等は含みません。

許可対象の特定事業を切土・盛土で実施する場合は、切土盛土を行う区域全体が特定事業区域となります（たとえ隣接地からの搬入でも許可対象となる。）。

また、届出対象の特定事業を切土・盛土で実施する場合は、その事業場以外からの土砂等で埋立て等を行う区域が特定事業区域となります（たとえ隣接地からの搬入でも届出対象となる。）。

- (2) 特定事業区域が他市町にまたがる場合は、その規模に応じて千葉県又は各市町の許可も必要です。

IV 許可申請、届出

1 事業区域の表土の地質、排水の水質検査

- (1) 小規模特定事業（特定事業区域の面積が3,000㎡未満の事業）は、表土の地質及び排水の水質検査に係る事項について、申請書等への記載は要しません。

- (2) 特定事業区域の表土が岩石の場合、表土の地質検査は不要です。